

令和2年度第2回 北海道消費生活審議会

議 事 録

日 時：2021年3月25日（木）午前10時開会
場 所：か で る 2 ・ 7 8 2 0 研 修 室

令和2年度第2回北海道消費生活審議会議事録

日 時：令和3年3月25日（木） 10時00分～11時40分

場 所：北海道立道民活動センター かでる2・7 820研修室

出席者：別紙「出席者名簿」のとおり

議 題：1 開 会

2 挨 拶

3 議 事（報 告）

（1）道内の消費生活相談状況について

（2）市町村の消費者行政の現状について

（3）食品表示法、景品表示法、特定商取引法及び消費生活条例に基づく行政措置の状況について（令和元年度～2年度）

4 その他

5 閉 会

1 開 会

大谷課長補佐

定刻になりましたので、ただいまから、令和2年度第2回北海道消費生活審議会を開会いたします。

私は、事務局の消費者安全課の大谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、北海道環境生活部近藤くらし安全局長からご挨拶を申し上げます。

2 挨 拶

近藤くらし
安全局長

皆さん、おはようございます。

環境生活部くらし安全局長の近藤でございます。

本日は、年度末の皆様お忙しい中、ご出席いただき、厚くお礼を申し上げます。

北海道消費生活審議会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶をさせていただきます。

さて、近年の消費者をめぐる状況でございますけれども、高度情報化の進

展や決済方法の多様化といったことを背景にいたしまして、消費者トラブルが複雑化、多様化しているところでございます。

そうした中、近年、インターネット通信販売の定期購入に関する消費者トラブルが増加しておりまして、例えば、SNSやネット広告で初回無料などの表示を見て商品を購入したところ、実は定期購入が条件となっていたといった相談が道立消費生活センターにも多数寄せられているところでございます。

こうしたことを背景に、国におきましては、定期購入であることを容易に認識できない形で表示し契約させ、2回目以降に高額な金額を支払わせる詐欺的な定期購入商法に対しまして規制を強化するための特定商取引法の改正が、現在、国会で審議中でございます。

このほか、最近では、いわゆる暮らしのレスキューサービスに関連した被害や、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う様々な消費トラブルが相次ぐなど、消費者を取り巻く情勢は厳しさを増しており、道といたしましては、こうした状況に適切に対応し、消費者被害の防止を図っていかねばならないと考えてございます。

本日の審議会におきましては、事務局から、最近の消費生活相談状況や道が行いました行政措置の状況に関する報告などを行い、委員の皆様からご意見を賜りたいと考えてございます。

委員の皆様におかれましては、本道の消費者行政の推進に対し、今後とも引き続き、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう、重ねてお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

大谷課長補佐

本日は、14名の委員の皆様にご出席いただき、委員の過半数が出席されておりますので、北海道消費生活条例施行規則第25条第2項の規定によりまして、会議は成立していることをご報告申し上げます。

なお、本日の審議会は公開とさせていただきますので、あらかじめご承知おきいただきたいと思います。

なお、近藤局長におかれましては、この後、所用がございまして、ここで退席させていただきます。

(近藤くらし安全局長退席)

それでは、議事に入る前に、お配りしている資料の確認をお願いいたします。

それでは、先週郵送しました資料でございますが、会議次第、出席者名簿、配席図、資料1-1、資料1-2、資料2-1、2-2、資料3、そのほか、本日お配りしております出席者名簿は、事務局の出席者に変更があったので、差し替えをお願いいたします。追加資料としまして、資料4-1、4-2、左上にプレスリリースと記載しております3月24日付けの報道発表資料をお配りしております。

3 議 事

(1) 道内の消費生活相談状況について

大谷課長補佐

それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。
鈴木会長、よろしくお願いいたします。

鈴木会長

皆様、おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。
それでは、早速、お手元の次第に基づきまして議事に入りたいと思います。
本日は、12時までの終了を予定しておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。
それでは、3の議事ですが、報告事項(1)道内の消費生活相談状況について、事務局より説明をお願いいたします。

鶴ヶ崎課長

【資料1-1、1-2に基づき説明】

鈴木会長

ただいまの説明につきまして、何かご質問などはございませんでしょうか。

番井委員

番井でございます。
単純な質問なのですが、なぜ札幌市民からの相談がこんなに増えたのですか。

鶴ヶ崎課長

推測される要因はありますけれども、定量的な分析しているわけではありませんので、この場で確定的に申し上げることは難しいと思います。
ちなみに、札幌市消費者センターの今年度上半期の相談件数は公表されていたかと思うのですが、こちらは前年度比約16.5%の減少となっていました。あまり参考にならないかもしれませんが、そういった状況でございます。

細谷委員

私は、札幌市消費者センターに勤めているので、断定しては言えないのですが、すけれども、昨年度から札幌市消費者センターでは、電話をかけた場合のアナウンスでつながらない場合は道立センターの電話番号を周知するようにしていきまして、そこから電話がかかっているようだというのは、道立消費センターの相談員等からも聞いているので、そのせいです。また、札幌市消費者センターの相談員の欠員がありまして、相談員が少ない状況があったので、あっせん事案も多かったのではっきり言って電話がなかなかつながらないというご苦情もいただいております、それで道立センターの方のアナウンスを聞いて電話をしたと、相談者からもそういう意見は聞いているので、推測としてはそうではないかと個人的には思っております。

番井委員

ありがとうございます。推測の範囲内では、パイとしては変わってなくて、こちらに流れたというような、分かりました、ありがとうございます。

鈴木会長

ほかに何かご質問、畠山委員お願いします。

畠山委員

畠山です。

今の詐欺的な定期購入のお話がありましたけれども、この近年、大変この詐欺的な手口というのが多いわけで、販売預託商法、ジャパンライフですとかずっと昔は豊田商事というところがそうだったのですけれども、販売預託商法、そしてこの詐欺的な定期購入商法、こういったものに関しましてあまりにも被害が大きいというようなことで行政の方のお話にもありましたとおり、今、国会でこの規制を強化しようということで審議がされているところなのですけれども、これに関しまして、消費者団体も各地域の議会に対して、国のほうにそういう要請を早くに規制を強めるというそういう改正をしてほしいというようなことを、意見書を出していただきたいということで陳情なり請願なりをしておりました。

それでこの近年の事を考えますと、これからもこういった詐欺的な手口というのがいろいろなものに対して広まるのではないのかなという気がいたします。

ですから、消費者行政といたしましても、早くにこういったものを察知して、被害が少しでも広がらないように規制を強化するなり、新しい法律をつくるなり、そういったことをやっていかななくてはいけないのではないかと思います。

以上です。

鈴木会長

ありがとうございます。

ほかの方でご質問やご意見等もあればいただければと思いますが、よろしいですか。

私のほうからすみません、重なるところなのですが、先ほどの札幌市民からの相談件数が増えたというのは体制の問題であったり、コロナについての体制が多少変更されたこともあると思って、先ほどの推測ですがけれども、よろしいのかなと思いました。

全体を通してですが、健康食品、二つ目のところで、インターネット通販、定期購入トラブルで増加していて健康食品、化粧品等の増加であったりとか、一番下のオンラインゲーム、副業サイト、情報商材と、これももちろんデータを分析していただいて、今後、原因がどこにあるのか、またその対策をどうしていくのかというところを議論していくところだと思うのですが、やはりコロナ禍における健康不安であったりとかご自宅にいることによる時間の使い方、生活様式が変わったことが原因として考えられるのかなと思うのですが、事務局のほうでの評価、分析等は何かございますでしょうか。

鶴ヶ崎課長

申し訳ありません。在宅時間が多くなった、これはよく言われていることではあるのですが、相談傾向がそれによって変わったなどという定量的な分析はできておりません。

本当によく言われることではあるのですが、ネットに触れる時間が長くなったとか、あるいは在宅する時間が長くなることによって、暮らしのレスキューサービスを頼む方が多くなったとか、よく指摘されてはいるのですがけれども、統計に出てくる数値からは例えば昼間の相談、時間的にこの時間帯が多くなったとか、そういったものも出てこないものですから、確定的なところは申し上げられません。

鈴木会長

ありがとうございます。

私からは以上ですが、ほかの委員はよろしいでしょうか。

平委員

平でございます。

次回でもよろしいのですが、詐欺的定期購入ということではなくて、インターネット通販を利用して消費者被害に遭ったという、プラットフォームを通じて購入した商品での被害トラブルで、事業者とつながらなくて、被害の訴えとかができないことについての道内の実態はどうなっているのか

ということを、分かる範囲でご報告をお願いできればと思います。

理由は、消費者庁の方でプラットフォームにおける消費者問題の対応について検討されていることも聞いておりますので、道内の実態というのとはどうなのか、教えていただきたいと思います。

鈴木会長

ご要望ということで、検討いただければと思います。
それでは、次に移りたいと思います。

(2) 市町村の消費者行政の現状について

鈴木会長

(2) 市町村の消費者行政の現状について、事務局より説明をお願いいたします。

鶴ヶ崎課長

【資料2-1、資料2-2に基づき説明】

鈴木会長

ありがとうございました。
ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございませんでしょうか。
村木委員、お願いします。

村木委員

公募で応募しました村木と申します。よろしくお願いたします。
お手元に、審議会の資料のほかにも、皆様に資料をお渡しさせていただいたと思います。
先ほど人員と資格保有についてお話がございましたが、私が現場の相談員として感じていること、問題点について、現場の立場からお話しさせていただきたいと思い、まとめたものを用意させていただきました。
先ほど来、お話にありますけれども、北海道に限らず、全国的に消費生活相談員の数が足りておりません。そして、相談員を希望する応募者もおりません。コロナ禍で188をテレビCMで周知しておりますけれども、消費者相談を受ける人材がもうすぐいなくなります。
消費生活相談員というのは、法律に定義された資格となっておりますけれども、実際には十分な人員が確保されておりません。私どもの仕事が具体的にどういうことなのか、皆様に知っていただく機会がなかなかないので、この場を借りて、もう少し具体的に現場の状況をお知りいただきたいと思い、少し書かせていただきました。

相談を受けた際には、民法であるとか消費者関連法、各種業法、各業界団体のガイドライン等の幅広い知識の習得が必要になります。

そしてまた、事務労働、肉体労働に次いで第三の労働形態として感情労働というものがあります。どういうものかとお説明しますと、表情や声・態度で適正な感情を表現することを求められる労働です。消費者相談はこの労働形態のカテゴリーに入ると認識しております。相談業務に照らしますと、相談者の属性、背景に合わせた傾聴、共感的理解力の必要性が挙げられると思います。

感情労働のその他のものとしては、対人サービスの業務、介護とか福祉の仕事があてはまります。

そしてまた、近年とても増えている「心の病」を持っている方への対応スキルが必要であると強く感じております。

そして、消費生活相談を超えた内容の対応も必要になってまいります。

公的扶助や福祉の管轄の話、そういったことも私どもの受ける相談の中には含まれてまいります。

そして、2012年に、国は消費者教育推進法というものを施行しました。国としては、消費者は自立して積極的な社会参加を求めるとして、皆様にはお配りしておりませんが、消費者教育のイメージマップというものがあり、各年齢に応じた消費者自身が自立して消費生活を送るようという目安をつくっております。しかしながら、現状としては、消費者トラブルに遭う消費者が多く、センターの人員確保もできず、救済もままならないという現状があります。また、相談員のその他の業務としては、消費者教育というものもございます。先般、私は小・中学校の家庭科教員の方に向けた講座をさせていただきました。現場の先生方のお話では、ゲーム依存になっている小学生がとても多いとのことでした。

オンライン対戦ゲームを行っていて、昼夜逆転して不登校になっているという問題もあり、困っているというお話がありました。

それを、消費者相談の現場と照らし合わせて考えてみると、今、小学生はもちろんのこと、未就学の幼稚園児のオンラインゲームに関する相談が増えております。何十万円とゲーム課金をしているというようなトラブルがあります。小学校の高学年で金銭教育を行いますけれども、金銭教育を行う前にトラブルに遭う子ども達が急増しています。

消費者庁では、18歳成人に向けた「社会への扉」という啓発パンフレットを高校生に配布して、成人年齢の引下げの問題についてクローズアップしていますけれども、私個人の意見としては、それでは遅いので

はないかと感じております。

啓発と救済が消費者教育の両輪と例えられますけれども、鶏の救済のみならず、卵の教育も必要ではないかと感じております。

3番目として、相談員資格の合格状況ですけれども、見ていただくと、道内の合格者が極めて少ないということがすぐに分かるかと思えます。そして、2016年は沢山合格者がいます。これは現役の相談員が国家資格化となったこの年に、受験したのであって新たな人員というふうには反映されておられません。

4番目として、資格取得希望者の動向ですが、先ほどのお話にもありましたけれども、全相協が北海道の受託事業として資格取得とスキルアップの研修を行っております。私も運営委員として6年関わらせていただいた中で、ほぼ毎年、メインであったり、サポートであったり、この事業について関わらせていただいております。

過去には全道キャラバンで講座を行ってききましたけれども、ここ数年は札幌だけで行っております。

その受講者の層を見ると、この業界に全く携わっていない新規の方はほぼいらっしゃいません。お若い方もいらっしゃいません。ですから、地方都市で相談を受けていらっしゃる無資格の高齢の方の知識の研鑽ということになりつつあります。資格取得を目指しても叶わなかったり、そして、ここにも書いてありますが、地方都市では資格者ではなくても相談業務に就くこともできるので、モチベーションを含め日常生活の中でご自分の時間を確保して資格に対する勉強をするのは難しいのかもしれない。

また、相談員の業務についてですが、先ほど来お話に出ておりますけれども、コロナ禍において、定期購入トラブルの蔓延によって低い金額の案件のあっせん介入が増えております。金額は少額でもホームページの内容を私どもが精査し、検証し、特商法上、景品表示法上、健康増進法上に抵触するのか、そういったことを調べるのにとっても時間がかかります。相談者の記憶が曖昧であったり、商品を未払いで放置していたり、転売していたり、内容がとても複雑になっております。

消費者センターの業務の目的としては、消費者の救済のみならず、現状の問題点をあぶり出して記録に残すことも大事な作業となっております。

消費者庁によれば、昨年9月時点で5万件を超える消費者被害があると発表しております。消費者意識基本調査によれば、根底にはその2

0倍くらいの相談の被害があるのではないかとされていますので、実際にトラブルに遭った人は100万人を超えているのではないかと推測されます。

また、「心の病」を持つ方の相談が増えておりました、突然、相談者自身が自分の感情をコントロールできずにパニックに陥ることもあります。

私どもは、心理カウンセラーのスキルを持っていないので、相談員の精神的負荷はとて大きくなっております。また、日常業務の中で時折遭遇するカスタマーハラスメントがあると、相談員自身のメンタルがぎりぎりになり追いつかれないこともあります。

そういった場合は、相談員同士が励まし合いながら心の状態を保っております。相談者からお礼やお褒めの言葉をいただくと、「頑張ろう」という気持ちになりますけれども、対応困難者の相談を受けると「今後もこの仕事を頑張れるだろうか。」と悩み心の振幅がとても大きい仕事だと感じております。

今の現場の相談員は、その多くを60歳以上が占めています。近く、大量に退職予定となります。真面目で忍耐力や正義感、道徳心が高い相談員が多いのですが、未来を担う若い世代が現状のままの相談現場のバトンを引き継ぐことは難しいと感じております。

相談員の背景として、現状、私も含めて、仕事を始める年齢として子育てが一段落した40代以降になって相談業務に就く者が多いのです。

一旦家庭に入ってまた社会貢献できる仕事に就きたいと、この仕事を選択しております。

過去にある大学から全国の消費者センターの相談員に対してアンケート調査依頼がありました。学歴に関する項目についてですが、相談員の最終学歴として大卒、大学院卒が54.5%、短大卒が28.7%、高卒が11.9%というアンケート結果があります。

これは、1970年から1990年代の大学進学率が6.5%から15.2%、短大が11.2%から22.2%であったために、時代背景と比して高学歴の女性が多いと判断できると思います。

約款を読み込む能力や、法律を理解し法律に基づいた相談をPIONETに打ち込む能力というのは、ある程度の学習能力が必要な仕事と認識しております。

これからの世代として、今の30代の子育て世代は、かつてのバブル世代の私どもとは違い、キャリアを中断することなく仕事をしている方

が多いと思います。何らかの事情でキャリアを中断したとしても、コールセンター等であれば短期の研修である程度の収入を得ることができます。一方、消費生活相談員は、国家資格となりながらも、認知度も社会的評価も低く、クレームを扱うイメージの相談員の仕事は魅力がないのではないかと感じております。

現在、様々な分野で多様性が問われておりますけれども、全国の消費者センターの相談員は50代から60代であり、極めて偏った年齢構成となっております。

現状の相談員の雇用体系は、あくまで夫の収入があるという前提の下、補助的な収入として相談員の給与体系が考えられていると思います。消費者センターが設置された当時の社会的背景が反映されて踏襲されていると思います。

相談員が交渉する相手方の事業者のお客様相談室の担当者の多くは男性であり、また、悪質事業者も多くは男性であることが多いです。

逮捕される前日までは事業者である相手と交渉するケースもあって、そういった仕事でありながら社会的評価は低いのではないかと感じます。

現状、相談員の給料だけでは自立して生活は困難であり、夫の扶養からは外れているものの、シングルマザーが子育てをするには十分な給与体系とは言えません。

女性の社会進出が問われている昨今、先人たちが築いてきた道を閉ざされない現状があります。

消費生活相談員は社会生活に不可欠な「専門職」であり、女性の社会進出のフロントランナーと言えるのではないのでしょうか。時代に即した雇用体系が求められる時期に来ていると思います。

今、私の立場で具体的な相談員の年齢構成について述べる立場にはありませんけれども、もう時間がないというのが今の率直な声です。

よろしく願いいたします。

鈴木会長

ありがとうございました。

これに関連することも含めて、ご意見をいただければと思います。

細谷委員

村木と一緒に札幌のセンターで相談員をしているのですけれども、同じく全相協でも役員として活動しております。

その上で、お伝えしたいことがあります。先ほど事務局から現状ということでお伝えがあったのですけれども、基本的にはその現状に対して

どういふ解決をしてくれますかというのが今の村木のメッセージだと認識しております。いろいろなアイデアは出せると思うので、こういう現状があつて相談員が減っている、不足しているということが事実であるならば、それに対して何らかの対処をしていただくようにしていただきたいと思ひますし、私たちがそういうアイデアを出せるお手伝いのできるのであれば、出していきたくと思ひております。

加えて、地域連携と広域連携というのは、どちらかという予防的な措置だと思ひますし、何かが起こったときにみんなで助け合おうというものだと思ひます。ですから、消費者トラブルの予防と実際にトラブルが起きた場合の救済というのは両輪で回っていかなければいけないというものです。

次に、村木のほう先ほど書類のほうで、相談員の待遇とか状況というのをお伝えしたと思うのですが、実際は、去年の消費者庁から令和2年の11月に地方消費者行政の現況調査が出ております。これは、ホームページに出ておひまして、その中に消費生活相談員の全国的な雇用状態とか給与も具体的に出ておひまして、北海道がどうというふうには分かっていないのですが、雇用形態は大体1年ごとの更新が多く、非常勤のような形で身分的にも不安定ということではあります。

また、あからさまでありますが、月額での支払いということで、平均が時給換算で言うと1,700円程度ですが、これは少し上がってきているのです。よく見ますと、地方と東京都で非常に差がありまして、東京都の区レベルの給与が非常に高いのです。私たちの倍近くあるのではないかと思ひます。ところが押し上げてしまっているのが高く見えるのですが、東京都の23区以外と地方でやると、1,700円というものが1,500円ぐらいになるのかなというレベルです。

そういう意味でも、先ほど村木が言ひましたように、今30代、40代のちょっと子育てが落ち着いた人たちが再就職する先としては、給与的にも、資格が要るというハードルの的にも魅力がない、ただし、私も相談対応をしておひまして、仕事の内容的に非常に面白い部分もありますし、やりがいもある部分があるので、どういふふう魅力を出していくかということも行政側のお仕事だと思ひますので、その辺も含めて、現況を知らせていただいた以上は、どういふふう解決していきまうという案も欲しいです。よろしくお願ひいたします。

村木委員

今、回覧で回させていただきました全相協の会員実態調査報告ですが、

全国の相談窓口に就いている全相協の会員の給与体系のアンケート調査もあるのですが、大体、先ほど細谷が言った金額となっているのですが、東京の都心部であれば、賞与があったり、恵まれているところと恵まれていないところの差があります。

先ほど細谷のほうで平均値を伝えていましたけれども、私、勤続11年目になりますが、今現在の給与を時給換算すると約1,300円となります。ですから、全国に比して決して高いとは言えません。相談員の処遇の問題を問われていますが、押しなべた平均よりもさらに低いのが私どもの現状となっています。

鈴木会長

ありがとうございます。

事務局からの説明、また、村木委員、細谷委員からの様々なご意見も含めて、ご質問等があれば手を挙げていただければと思います。

畠山委員

北海道消費者協会の畠山です。

私は、北海道消費者協会の会長をしておりますけれども、出身は釧路市で、釧路消費者協会の会長なのです。

実は、釧路市でも、釧路市消費生活センターというところで消費生活相談業務をやっております。それは、釧路消費者協会が釧路市から委託されまして、受託業務ということでやっております。

私は、現在は相談員はやっておりませんが、かつては相談員をやって、そこから消費者運動のほうに入っていったという経緯があるのですが、私が相談員をやっていた古い時代と現在ということを考えますと、専門相談員の国家資格ができた頃から、相談員の待遇改善ということは言われておりました。

そして、それから随分と経っておりますが、考えてみますと、それほど変わっていないと思います。専門相談員という資格があるから、特別に資格のない人よりもこれだけ待遇をよくしますということもありませんし、雇用の関係では、釧路市の「広報くしろ」という広報誌で相談員の募集をかけるのですが、ここ近年、応募してくる人が少なくなっております。これは推測の域ですが、一人でも生活していけるような、夫の扶養に頼らないで生活していけるような仕事を望んでいるのかなと考えております。

一方で、相談業務というのは非常に重要でありまして、相談に来る方というのは本当に氷山の一角ですので、そのところをよくわきまえて、

この仕事をやっていかななくてははいけません。そして、専門性が深いので、そこも大事にしていかななくてははいけないと思っております。

ですから、どうして相談員になる人がいないのだろうか、そのところをしっかりと考えて消費生活相談がずっと続いていけるように、安定して続けていけるように考えていただければと思います。

以上です。

鈴木会長

ありがとうございます。

ほかの方でご質問等があれば挙手をいただければと思います。

(「なし」と発言する者あり)

鈴木会長

ないようですので次に移りたいと思います。

(3) 食品表示法、景品表示法、特定商取引法及び北海道消費生活条例に基づく行政措置の状況について

鈴木会長

(3) 食品表示法、景品表示法、特定商取引法及び北海道消費生活条例に基づく行政措置の状況について、事務局より説明をお願いいたします。

桂田課長補佐

【資料3に基づき説明】

古川課長補佐

鈴木会長

ただいまの説明につきまして、ご質問等があれば挙手にてお願いいたします。

村木委員

この当該事業者を検索すると、多くの方が「札幌 水回り」ということで検索し、そのキーワードでヒットして、そこから被害に遭われている現状があります。

ホームページを見ると、年間3万5,000件の施工実績とか、クレジットカードの加盟店契約をしていないのにクレジットカードをいろいろ利用できるという表示があったりします。そういったことに安心感を得て契約している消費者が多いと思われれます。

3万5,000件を365で割ると1日95件も施工していることに

なるのです。これは景品表示法の有利誤認とか優良誤認にも引っかかってくるかと思うのですけれども、検索上位に来てしまうということに関して、具体的に何がというのは分かりませんが、問題性のある事業者に関して、何らかの強制力を道として発動していただけないものかと、現場の相談員としてはすごく感じているところです。

また、公表されている数字が平均値として32万5,000円と書いてあるのですが、この報告の方法として、例えば、最大値はこれぐらいの被害に遭っている方もいるということを書けるのは難しいのでしょうか。

古川課長補佐

まず、ご質問の2番目からご回答を差し上げます。

最大値ということになりますと、特定の方の情報ということになってしましまして、どうしても行政のほうで情報を皆さんに共有することになりますと、その方が特定されないように、特定されないようにという配慮が求められますので、最大値をこういったペーパーに記載するのはちょっと難しいと思います。

何か説明をつけて、例えば取材とかを受けたときに何かお話をすることは可能かもしれないですけれども、そういったことを考えまして、今回は平均の数字のみ挙げさせていただきました。

桂田課長補佐

景表につきましては、検索上位のほうは別としても、根拠のないものに対しては駄目なのですが、そこら辺は載っているからとしてすぐどうなのかというものに関しては、根拠がないとか、そういったものを調べなければ、それが正しいのか、景表法的に問題なのか、それは違反だとは言えません。単にホームページに載っているだけでは私どもはすぐに景表法の対応ができませんので、その辺はちょっと難しいと思います。

検索上位に関しては、景表法的にはちょっと難しいと思います。

古川課長補佐

ご意見を頂戴いたしましたけれども、特商法的にも、検索上位の部分を書けることについて、何らかの法的な違反を指摘するとか、そこはちょっと難しいと考えてございます。

鶴ヶ崎課長

補足しますけれども、景品表示法の関係は、ホームページの表示であっても、事実と反するといえますか、それが優良誤認、有利誤認につながってしまうというものについては、ホームページだからできな

いということを申し上げているわけではなくて、今後ともそういったものに対しても景品表示法を適用するということは考えていきたいと思っております。

鈴木会長 (3) に関して、ほかに何かございますか。

(「なし」と発言する者あり)

鈴木会長 それでは、以上で本日予定されました議事は全て終了となります。

4. その他

鈴木会長 その他、委員の皆さんから何かございませんか。
事務局からはいかがですか。

鶴ヶ崎課長 【資料4-1、4-2に基づき説明】

鈴木会長 今、追加でご説明のあった資料4に関連して、今お手元にお渡しされたものですが、何か質問等がありますか。よろしいでしょうか。
特にないようでしたら、以上で議事を終了します。
事務局にお返しします。

5. 閉 会

大谷課長補佐 鈴木会長、ありがとうございました。
本日、皆様にはご多忙のところをご出席いただきまして、ありがとうございました。感謝申し上げます。
以上をもちまして、令和2年度第2回北海道消費生活審議会を閉会いたします。
本日は、ありがとうございました。

(了)